

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成 29 年 3 月 1 日号  
岩沢北部・南部地区  
★★★ 合併号 ★★★

- 1 平成 28 年度の事業状況
- 2 トピックス・見守り活動隊について
- 3 下水道課からのお知らせ
- 4 区画整理課からのお知らせ

## 1 平成 28 年度の事業状況

★主な工事は、以下のとおりです。

### 【岩沢北部地区】

- ① (都) 双柳岩沢線道路整備工事
- ② 163 街区造成及び区 6-105 号線ほか道路築造工事
- ③ 区 4-124 号線ほか道路築造工事
- ④ 市道 1-1829 号線道路擁壁設置工事

### 【岩沢南部地区】

- ⑤ 区 4-20 号線ほか道路築造工事
- ⑥ 市道 1-18 号線舗装打換工事
- ⑦ 区 6-28 号線道路築造工事

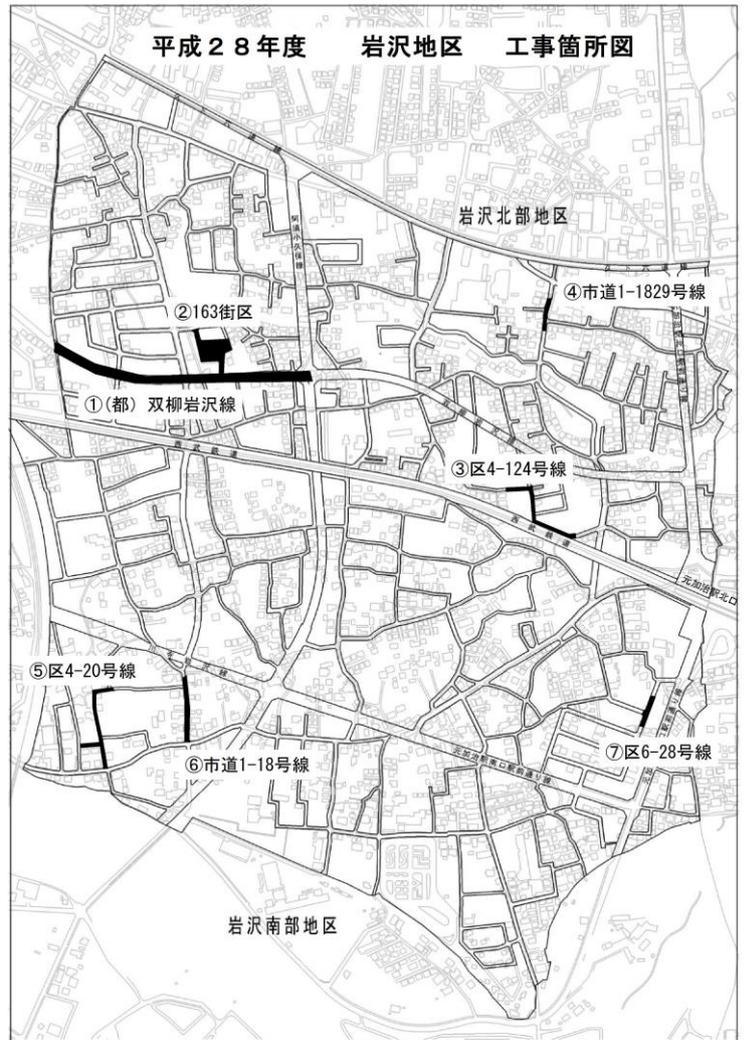
#### ① (都) 双柳岩沢線実施状況



#### ② 163 街区実施状況



#### ③ 区 4-124 号線実施状況



④市道 1-1829 号線実施状況



⑤区 4-20 号線実施状況



⑥ 市道 1-18 号線実施状況



⑦ 区 6-28 号線実施状況



## 2 トピックス 見守り活動隊について (岩沢六道)

岩沢六道見守り活動隊が、毎日小学生の登下校時に見守り活動を行っています。また、月に2回、区域内の防犯防災のため夜間パトロールを行なっています。

見守り活動・パトロール活動を通じて、子ども達や隊員同士の交流が深まるとともに、地域への関心が強まるなど、積極的な活動に取り組んでいます。岩沢六道見守り活動隊の皆さん、これからも地域皆さまの安心・安全を守るため、これからもよろしくお願いいたします。

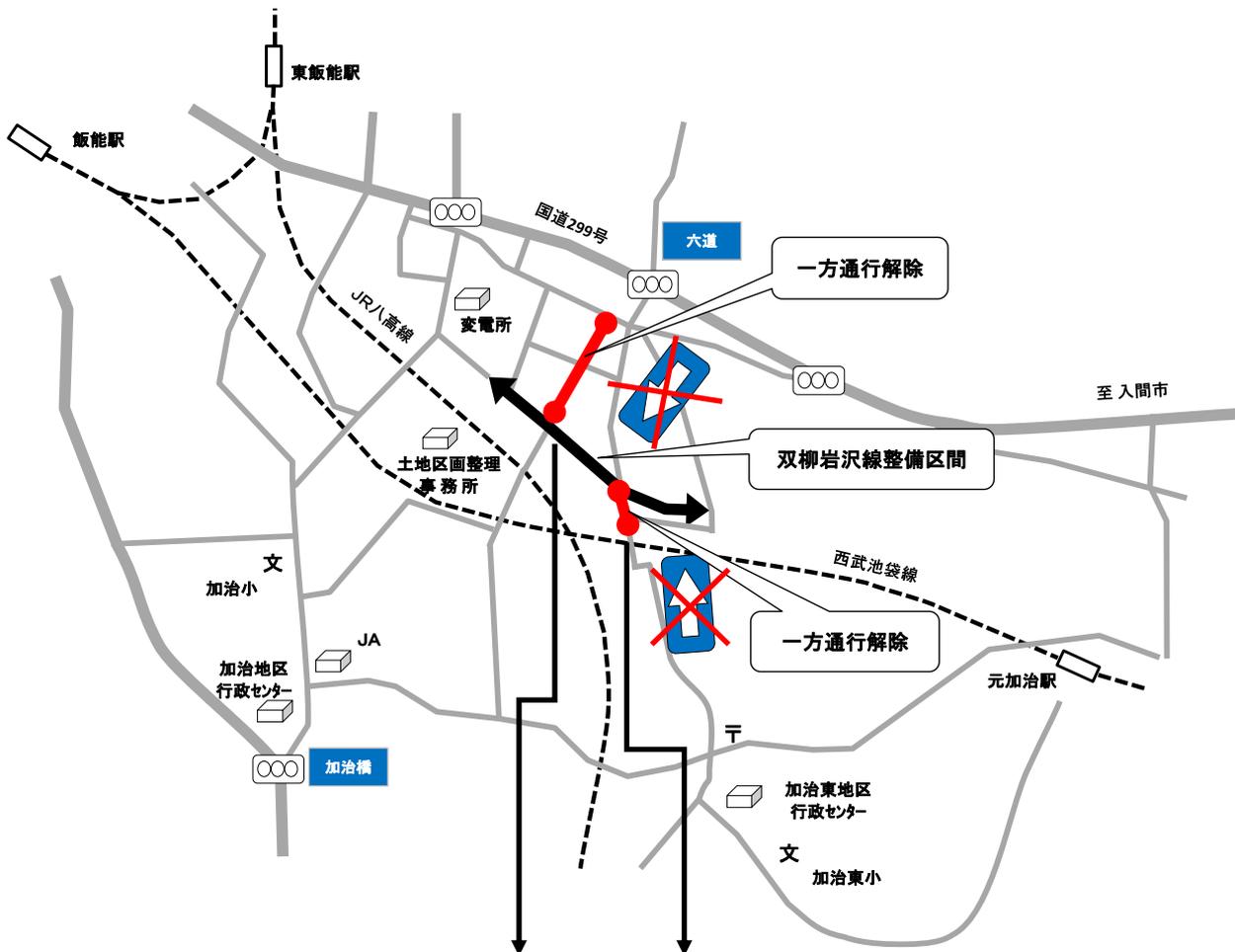


4 区画整理からのお知らせ【別紙】

◆ 一方通行の解除について

都市計画道路双柳岩沢線の道路整備に伴い、区画道路の一部区間（下図参照）において、一方通行規制が解除され、対面通行となります。

【対面通行の開始予定日】 平成29年3月21日（火）



交差点から北を望む



交差点から北を望む

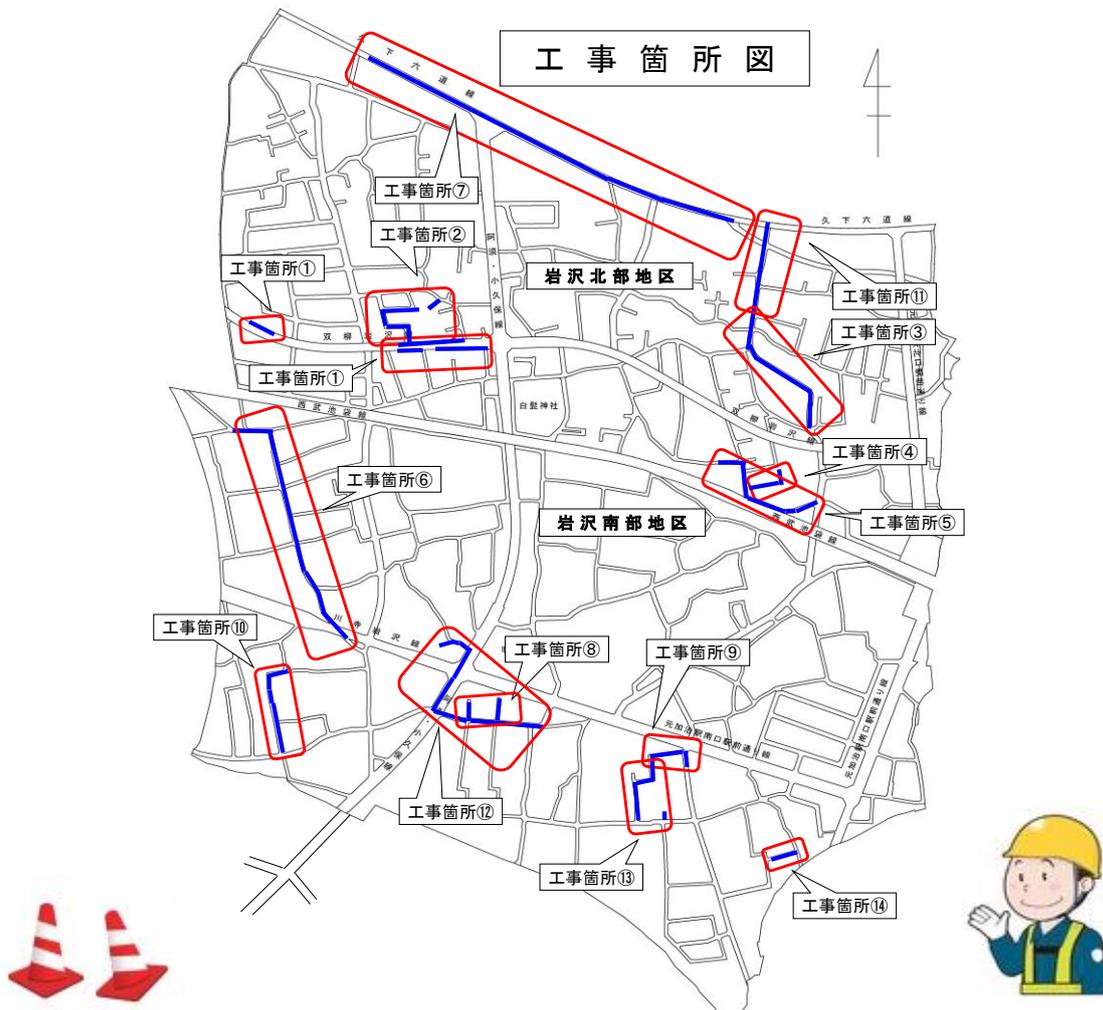
### 3 下水道課からのお知らせ

平成28年度岩沢地区下水道工事の進捗状況についてお知らせします。(工事箇所図参照)

工事箇所図	工事着手	工事完了	備考
①	平成28年 6月下旬	平成28年 9月下旬	完了
②	平成28年10月下旬	平成29年 1月下旬	完了
③	平成28年 8月下旬	平成29年 2月下旬	完了
④	平成28年 8月上旬	平成29年 1月下旬	完了
⑤	平成28年 8月上旬	平成29年 1月下旬	完了
⑥	平成28年 6月下旬	平成29年 2月下旬	下水道工事完了 水道管移設工事あり
⑦	平成28年12月上旬	平成29年 3月下旬	(予定)夜間工事
⑧	平成28年10月下旬	平成29年 3月下旬	(予定)
⑨	平成28年 6月下旬	平成28年12月下旬	完了 舗装工事
⑩	平成28年 8月下旬	平成29年 2月下旬	完了
⑪	平成28年12月上旬	平成29年 3月下旬	(予定)
⑫	平成28年 7月下旬	平成29年 3月下旬	(予定)
⑬	平成28年 6月下旬	平成28年12月下旬	完了
⑭	平成28年 4月下旬	平成28年 6月下旬	完了 舗装工事

工事期間中は大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先：下水道課 整備担当 042-973-3433 (直通)



## 4 区 画 整 理 課 か ら の お 知 ら せ

### ○保留地（宅地）販売情報

飯能市が施行する笠縫土地区画整理事業地内及び岩沢北部土地区画整理事業地内の保留地（宅地）を先着順にて随時販売しております。

平成28年度では、2か所の保留地（宅地）を販売いたしました。土地をお探しの方がいらっしゃいましたら、区画整理課までお気軽にお問い合わせください。

ご希望に応じ、現地案内にも即時対応致します。

### ○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

#### ☆区画整理継続地区☆

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。

建築行為等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。

#### ☆区画整理除外地区☆

土地区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることとなります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることとなります。建築等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課、または、まちづくり推進課にご相談ください。

### ○土地の売買について

土地区画整理事業地内においては、地区外の土地と同様にいつでも土地を売買することは可能です。売買に伴う土地の登記は、従前の土地について行われます。

仮換地指定を受けている場合は、土地区画整理法に基づく法律上の効果や制限も新しく所有者となる権利者に継承されます。仮換地指定されていない場合でも換地設計の内容（仮換地案図や清算指数など）を新しく所有者となる権利者にお伝えください。仮換地指定の状況、換地設計の内容等についてご不明な場合は区画整理課までお問い合わせください。

### ○権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。

### ○電柱等移設へのご協力をお願い

土地区画整理事業では、建物移転や道路築造工事の際、事業に支障となる電柱の移設も同時に行われます。電柱の受け入れに関しては皆さま方のご協力が必要となり、電気・電話等は皆さま方が日常生活するうえで欠かすことのできないものです。電柱の移設については関係する皆さま方のご理解、ご協力をよろしくお願い致します。



編集発行	飯能市区画整理課（土地区画整理事務所内）
住 所	飯能市大字笠縫112-1
電 話	042-973-8682
F A X	042-972-1242
Eメール	<a href="mailto:kukaku@city.hanno.lg.jp">kukaku@city.hanno.lg.jp</a>